

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第30条第3項の規定により、次の1のとおり事業内容等変更届出書の提出があったが、同条第4項の規定により、次の2の措置をとる。

平成30年8月7日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 事業内容等変更届出書の概要

### (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 舞鶴喜楽鋳業株式会社

代表者 代表取締役 小宮山 雅弘

所在地 綾部市物部町白岩9番地の1

### (2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 （仮称）綾部総合工場設置事業

種 類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するものの設置の事業

規 模 処理能力 144トン/日（6トン/時間）

### (3) 対象事業が実施されるべき区域

綾部市十倉志茂町千原14の2ほか

### (4) 変更の内容

ア 地下水利用の全廃

イ 焼却工程フローの一部設備を変更

ウ 外灯の追加設置

エ 廃棄物保管庫の設置

## 2 措置の内容

条例施行規則第45条各号のいずれにも該当しないため、既に実施された環境影響評価その他の手続の再実施の必要はない。